

名古屋市短期集中予防型訪問サービス実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」第3条第1号ア(4)に規定する短期集中予防型訪問サービス(以下「本サービス」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本サービスは、転倒骨折による要介護状態の予防、重症化予防を図り、利用後の社会参加の促進及び地域における自立した日常生活の維持を目的に実施するものである。

(定義)

第 3 条 この要領において使用する用語は、この要領において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)において使用する用語の例による。

(実施主体)

第 4 条 本サービスの実施主体は、名古屋市とする。ただし、適切な運営が確保できる事業者等に委託して実施することができるものとする。

(対象者)

第 5 条 本サービスの対象者は、次の各号に掲げるすべてに該当し、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者(以下「介護予防支援事業者等」という。)による適切なケアマネジメントにおいて、本サービスの必要性が認められる者とする。

- (1) 基本チェックリストの転倒に関する質問 No. 9、No. 10 のいずれかを「はい」と回答する者
- (2) 基本チェックリストの運動機能に関する質問 N. 6～No. 10 のうち3項目以上に該当する者
- (3) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護のうち、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービスを利用していない者
- (4) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを利

用していない者

- (5) 過去に本サービスを利用したことがない者。ただし、本サービスの利用後に要介護状態区分等に変更があった場合又は別表 1 に掲げる実施内容の区分における他のコースを利用する場合は除くものとする。

(従事者)

第 6 条 本サービスは、次の各号に掲げる職の者（以下「従事者」という。）が従事する。

- (1) 理学療法士
- (2) 作業療法士
- (3) 言語聴覚士
- (4) 柔道整復師

(実施内容)

第 7 条 従事者は、介護予防支援事業者等によるケアマネジメントに基づき、本サービスを利用する者（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者の居宅において、別表 1 に掲げるいずれかの区分のコースを実施するものとする。

- 2 従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるとともに、介護予防支援事業者等によるケアマネジメント結果等記録の目標に沿ったサービス実施計画書を作成のうえ、当該計画に基づきサービスを実施しなければならない。

(利用中止)

第 8 条 市長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、本サービスの利用を中止することができる。

- (1) 第 5 条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 医師から本サービスの利用について、中止の指示を受けたとき。
- (3) 病院に入院及び施設などに入所したとき。
- (4) 本サービス利用期間中に、2 回以上サービス利用予定日に事前連絡なく不在であったことにより、サービス提供に至らなかった場合。
- (5) その他、市長が本サービスの利用が適切でないと認めたとき。

(サービス提供の記録)

第 9 条 従事者は、本サービスを提供した際には、提供した内容等を記録する

とともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(実施報告)

第 10 条 従事者は、利用者のサービス利用期間終了後、当該利用者の担当介護予防支援事業者等に、支援の内容及び利用者の心身の状態変化を踏まえた自立及び介護予防の見通しについて、報告しなければならない。

2 本サービスの事業の委託を受けた事業者等（以下「受託者」という。）は、当該受託者の管理下にある従事者が提供したサービスについて、本市の求めに応じて月ごとに実施報告を行うものとする。

(報酬単価)

第 11 条 従事者に対する報酬単価は、1 回につき 9,200 円とし、移動や事務処理等のサービス提供に付随する費用の対価はすべてこれに含むものとする。

(利用者負担)

第 12 条 対象者が本サービスを利用した場合の費用負担は無料とする。

(秘密保持)

第 13 条 受託者及び従事者又は従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(利用者及びその家族に対する営業行為の禁止)

第 14 条 受託者及び従事者は、利用者及びその家族に対し、受託者及び従事者の営利になる営業行為をしてはならない。

(苦情処理)

第15条 受託者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 従事者及び受託者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、従事者については当該内容について受託者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 16 条 従事者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、受託者、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録し、本市へ報告しなければならない。
- 3 受託者又は従事者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

- 第 17 条 受託者は、介護予防支援事業者等から第 5 条第 1 項第 5 号の規定等により対象者についての照会があった際に応じることができるよう、氏名、被保険者番号等の必要な事項を記した利用者名簿を整備し管理するものとする。
- 2 従事者は、利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録等を作成した場合は受託者に報告及び提出するものとする。
- (1) 第 7 条第 2 項に規定する「サービス実施計画書」
 - (2) 第 9 条に規定する提供したサービスの内容等に関する記録
 - (3) 第 15 条第 2 項に規定する苦情の内容等に関する記録
 - (4) 第 16 条第 2 項に規定する事故の状況及び講じた措置に関する記録
- 3 受託者は、前条の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(雑則)

- 第 18 条 この要領に定めるもののほか、本サービスの実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行について必要な準備行為は、要領の施行日前においてもすることができる。

別表 1（実施内容の区分）

	暮らし活性化コース	運動習慣定着コース
内容	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかが訪問し、心身機能と生活環境のアセスメントに基づき、転倒予防のための動作指導、生活環境の改善提案などを行う。	柔道整復師が訪問し、自宅でできる運動を指導し、一緒に運動を行うことで運動習慣の定着を目指す。
1 回あたりの実施時間	1 時間	1 時間
実施回数	4 週間で 1 回 （最初の 4 週間は 2 回）	週 1 回
実施期間	12 週間（全 4 回）	12 週間（全 12 回）
従事者	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	柔道整復師